

# 100条調査委員会設置 官製談合疑惑の真相解明へ 一歩

甲良町公共工事の入札にかかわる

官製談合疑惑等の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、つぎのとおり甲良町公共工事の入札の事務等に関する調査を行うものとする。

記

## 1、調査事項

- (1) 公共工事にかかわる官製談合疑惑に関する事項
- (2) 公正な入札制度導入に関する事項

## 2、特別委員会の設置

本調査は地方自治法110条及び甲良町議会委員会条例第5条の規定により委員、地方自治法第117条に基づく除斥の対象議員および議長を除く9人で構成する甲良町公共工事の入札にかかわる官製談合疑惑等調査特別委員会（以下「官製談合疑惑調査特別委員会」と略称）を設置し、これに付託して行う。

## 3、調査権限

本会議は1に掲げる事項の調査を行うため地方自治法第100条第1項の権限を官製談合疑惑調査特別委員会に委任する。

## 4、調査期限

官製談合疑惑調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

## 5、調査経費

本調査に要する費用は、予算の範囲内とする。

またその解明を通じて、悪しき習慣と言われている「最低制限価格の算定率」の聞き出しや指名競争入札における業者間の談合を防止し、もって町内労働者・業者の利益保護・育成を促進する公正・公平な入札制度の在り方を当局に提起することが大変重要だと考えます。加えて、施設の建設についての賛成・反対、あるいは評価を問うものではありません。あくまで、入札が公正な競争

【提案理由の要旨】  
この決議は犯罪と断定したものではありません。  
平成21年7月9日に執行された甲良町地域介護福祉空間施設（下之郷地先）の入札に関し、最低制限価格の問題をはじめ解明すべき疑惑が具体的に指摘されている。さらに前町長の山崎義勝氏、野瀬喜久男総務主監、山田壽一議長、濱野圭市前副議長が「情報を共有した」と官製談合を示唆するCD録音の存在が言われている。また同期日に執行された呉竹総合センター改築工事についても山崎義勝前町長が関与する官製談合の疑惑が指摘されている。これらは、刑事責任とは別問題として、議会の役割の名において、政治的・道義的責任を解明しなければならぬ。

3月9日、本会議で賛成全員（山田議員は議長のため採決に加わらず、濱野議員は地方自治法の規定で除斥）の決議（左別掲）によって、地方自治法百条に基づく「甲良町公共工事にかかわる官製談合疑惑等調査委員会」の設置が決定され、疑惑解明に向け一歩を踏み出しました。建部議員ら4議員の賛同を得て西澤議員が提出したもので、さらに西澤議員の一般質問で新たな事実が明らかになりました。

## 「談合情報通報者が前町長に謝罪」はウソだった！！

「談合情報通報者が山崎前町長に謝罪した」は全くの「作り話」であったことが明らかになりました。去る9日、西澤議員の一般質問で総務主監が山崎前町長への確認を踏まえ、虚偽答弁であったことを認めたもの。これは12月議会において金澤博議員の一般質問で「談合情報通報者が山崎前町長に謝罪したことは事実か」との問いに、「事実でございます」と答弁。また1月20日の議会全員協議会でも「前町長に謝罪があったということ、前町長から聞いていたのでそのような答弁をした」と補足説明までしていたことに「ウソではないか」と疑惑がもたれていました。総務主監は本会議で偽りの答弁をして議会に迷惑をかけたと深々と謝罪。「虚偽答弁」の背景の解明などが必要です。北川町長は何らかの「処分」を検討すると表明しました。

## 最低制限価格は落札額だった

総務主監は、談合疑惑の根拠となっていた一つ「株式会社浜野工務店の落札額と最低制限価格が一致する」ことも認めました。最低制限価格は町長ら行政側の機密情報であり、官製談合の疑惑がさらに深まった、と指摘する西澤議員の追及に、総務主監は「これ以上は調査委員会です」と、「これ以上」の真相があることを示唆する答弁で注目されました。

争入札のもとで執行されたのか、様々な角度から調査・検証するものです。再度強調しますが、公共工事は町民・国民の大切な税金が原資であり、その税金の使われ方を監視するという議会に与えられた任務に照らして、真相・事実を解明し、道義的・政治的責任を明らかにすることがとりわけ求められているのだと思います。

甲良民報

2010年3月14日 443号  
発行責任：日本共産党甲良町支部  
代表：西澤伸明 甲良町在士 463  
Tel.Fax38-4949

